

コミュニティバス運行状況 (岐阜県)

令和2年2月1日 現在

作成:中部運輸局自動車交通部旅客第一課

市町村	愛称名	系統名	事業主体		運行形態				利用時予約要否	車両		運行開始年月日	運行主体	備考
					乗合			市町村 交通空白		バス型	タクシー型			
					市町村等	その他	路線定期							
関ヶ原町	垂井町コミュニティバス	不破高校スクール線	○		○					○		H29.10.2	名阪近鉄バス㈱	
	ふれあいバス	関ヶ原多良線	○							○		H21.10.1	-	
	関ヶ原町自主運行バス	関ヶ原コース	○		○					○		H21.10.1	名阪近鉄バス㈱	
輪之内町	輪之内町自主運行バス	今須コース	○		○					○		H21.10.1	名阪近鉄バス㈱	
		輪之内羽島線	○		○					○		H19.11.1	名阪近鉄バス㈱	
	輪之内町デマンド型交通	輪之内町コミュニティバス南北線	○		○				○	○		H22.10.1	名阪近鉄バス㈱	
安八町	安八町コミュニティバス	北部線	○						○	○		H15.10.16	-	
		南部線	○						○	○		H15.10.16	-	
揖斐川町	はなももバス		○						○	○		R1.10.1	-	
	ふれあいバス		○						○	○		R1.10.1	-	
大野町	大野町デマンドタクシー		○						○			H20.4.1	揖斐タクシー㈱	
池田町	池田町コミュニティバス	巡回線	○		○					○		H22.10.1	-	
		南回り線	○		○					○		H22.10.1	-	
		北回り線	○		○					○		H22.10.1	-	
		市橋線	○		○					○		H22.10.1	-	
坂祝町	坂祝町デマンドタクシー							○			H31.3.1	岐阜交通東部(株)		
七宗町	七宗町営バス	神測A線	○						○	○		S55.12.23	-	
		神測B線	○						○	○		S46.12.8	-	
		川並線	○						○	○		S48.7.1	-	
		中麻生線	○						○	○		S55.12.23	-	
八百津町	YAOバス		○		○					○		H13.10	東濃鉄道㈱	※可見市と共同運行
	八百津町コミュニティバス「802」	北山・久田見線	○		○					○		H10.4.1	東濃鉄道㈱	H26.10.1路線再編
		福地・仙沢・上飯田線	○		○					○		H10.4.1	東濃鉄道㈱	H26.10.1路線再編
		潮南・上飯田線	○		○					○		H10.4.1	東濃鉄道㈱	H26.10.1路線再編
白川町	白川町自主運行バス	白川中央線	○		○					○		S62.2.19	濃飛乗合自動車㈱	
		白川東白川線	○		○					○		S62.2.19	濃飛乗合自動車㈱	
	白川地区予約制バス「みどり」	○						○	○		H30.10.1	-		
	白川北地区予約制バス「ニコバス」	○						○	○		H30.10.1	-		
	蘇原地区予約制バス「そはらGo」	○						○	○		H30.10.1	-		
	黒川地区予約制バス「ハッピー」	○						○	○		H30.10.1	-		
御嵩町	ふれあいバス	みたけ・なか線	○		○					○		H25.4.1	東濃鉄道㈱	
	ふれあい予約バス	工業団地・南山台線	○		○					○		H25.4.1	東濃鉄道㈱	
		かみのごう線、ふしみ線	○						○	○		H25.4.1	可児タクシー㈱	

【備考】
 本ファイルにおいては、以下の3つに掲げる項目のいずれかに該当するものを「コミュニティバス」として分類することとした
 ・道路運送法(以下、「法」)における地域公共交通会議において協議された乗合事業(法第3条第1項第1号イ)の路線であって、協議運賃(法第9条第4項)を適用するものとして届出られたもの
 ・市町村長からの依頼により、平成18年改正以前の法第21条乗合許可を経てみなし乗合事業の路線として運行されているもの
 ・自家用有償旅客運送(法第78条第1項第2号)による市町村運営有償運送において、交通空白輸送を行っているもの
 「事業主体・市町村等」の項目:市町村及び市町村長が主宰する協議会等が事業主体であるもの
 「事業主体・その他」の項目:市町村等以外が事業主体であるもの
 「運行形態・乗合」の項目:それぞれの運行形態については、法施行規則第3条の3の規定により分類
 「車両」の項目:乗車定員11人以上を「バス型」、11人未満を「タクシー型」に分類
 「運行開始年月日」の項目:系統ごとの運行開始年月日 但し、大幅な系統の再編があった場合については再編年月日を記載
 「運行主体」の項目:事業主体からの委託等により運行する乗合事業の許可(法第4条)事業者 但し、市町村運営有償運送においては当該市町村が運行主体であることから記載を省略